

表 13 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	<u>1号</u>	<u>75デシベル以下</u>
	2号	
作業時間	<u>1号</u>	<u>午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと</u>
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
作業時間	<u>1号</u>	<u>1日あたり10時間を超えないこと</u>
	2号	1日あたり14時間を超えないこと
作業の期間	<u>1号</u>	<u>連続して6日を超えないこと</u>
	2号	
作業日	<u>1号</u>	<u>日曜日その他の休日でないこと</u>
	2号	

(注) 第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域

第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域（振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの）